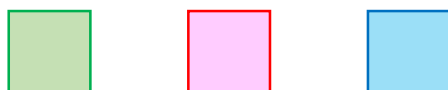


歴史的資源を活用した観光まちづくり に対する支援メニュー集 (平成31年度予算決定版)



平成31年2月

歴史的資源を活用した
観光まちづくりユニット

～目次～

I. ソフト&ハード整備に対する支援

■ 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	1
■ 日本遺産活性化推進事業	5
■ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	7
■ 伝統的建造物群基盤強化	9
■ 地域計画等活用拠点形成事業 新規	11
■ 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業 新規	13
■ 空き家対策総合支援事業	15
■ 地方創生推進交付金	17
■ 浜の活力再生・成長促進交付金	21
■ 地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）	24
■ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	26
■ ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上 新規	28
■ 公共交通利用環境の革新等 新規	30
■ 商店街活性化・観光消費創出事業 新規	32

II. ソフト（人材等）・プロモーションの充実に対する支援

■ 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業	35
■ 地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援	37
■ 不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	39
■ ふるさと移住交流支援プロジェクト	41
■ ふるさと起業家支援プロジェクト	43
■ 地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業	45

III. その他

■ 消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等	49
----------------------------	----

I .ソフト&ハード事業

施 策 名	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	予算額(百万円)	5,258
申 請 先	各地方農政局※ （事業実施主体が、北海道内の場合は農村振興局、 沖縄県内の場合は、内閣府沖縄総合事務局） ※活性化計画の提出先は農林水産大臣	申請期間	2019年2月1日～ 3月15日 ※活性化計画の受付は、別途規定
概 要	増大するインバウンド需要等と呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取り組みや古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援。		
対 象 者	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 地域協議会、農業協同組合、NPO法人 等 2. 施設整備事業【ハード対策】 （1）活性化計画に基づかない施設整備事業 市町村、地域協議会の中核となる法人 等 （2）活性化計画に基づく施設整備事業 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体 等		
対象事業	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 ○ 補助対象事業 ①農泊ビジネスの現場実施体制の構築を支援 （地域の合意形成を図るワークショップの開催 等） ②伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援 （地域資源を活用した観光商品の開発の企画及び実施 等） ③地域外の人材や専門的スキル等を活用する取組を支援 （料理人、大学や企業からの人材の活用 等） ④インバウンド需要への対応を支援 ※2年間の事業が完了した地域に対して追加支援 （多言語標識板の設置、トイレの洋式化、Wi-Fi環境の構築 等） 2. 施設整備事業【ハード対策】 ○ 補助対象事業 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援 また、インバウンド需要を含む国内外の旅行者を確実に受け入れる収容能力の確保のため、市町村所有の廃校等を有効活用する大規模な施設整備を支援		
支援内容	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 ○ 交付率：定額（1年目上限800万円、2年目上限400万円 等） （インバウンド需要への対応については、200万円を上限に追加支援） 2. 施設整備事業【ハード対策】 （1）活性化計画に基づかない施設整備事業 ○ 交付率：1／2（上限2,500万円 等） （2）活性化計画に基づく施設整備事業 ○ 交付率：1／2等		
備考	※活性化計画とは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づき、都道府県又は市町村が作成する計画をいう。		
連絡先	農林水産省農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946（1、2（1）） 地域整備課 TEL：03-3501-0814（2（2）） URL： http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		

＜対策のポイント＞

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、効果的な国内外へのプロモーション等を実施します。

＜政策目標＞

「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域［平成32年まで］）

＜事業の内容＞

1. 農泊推進事業

- 都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するため、**農泊ビジネスの体制構築**や地域資源を活用した魅力ある**観光コンテンツ**の磨き上げ、及び**専門人材の確保等**を支援

- 増大するインバウンド需要に対応するための、**ストレスフリーで快適に滞在できる環境の整備等**への支援を拡充（2年間の事業が完了した地域に対し、1地域200万円を上限に追加支援）

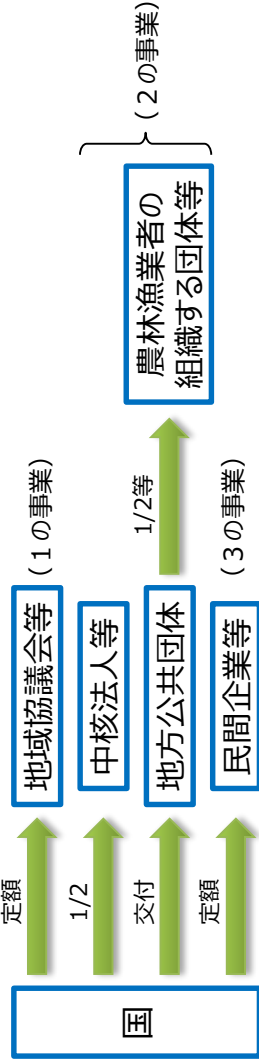
2. 施設整備事業

- **古民家等**を活用した滞在施設や**農林漁業・農山漁村体験施設**、**活性化計画**に基づき**農泊**に取り組む地域への集客力を高めるための**農産物販売施設**など、**農泊**を推進するために必要となる**施設の整備**を支援
- 増大するインバウンド需要を含む国内外の旅行者を確実に受け入れられる**収容能力の確保**のため、**地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備**への支援を拡充（1地域1億円を上限に支援）

3. 広域ネットワーク推進事業

全国で農泊に取り組む地域が効果的かつ効果的に事業を推進できる環境を整備するため、**デジタルマーケティング手法等**を活用した国内外へのプロモーション、他分野との連携等の取組を支援

＜事業の流れ＞



【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等
- **事業期間** 2年間等
- **交付率** 定額



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



インバウンド需要への対応例
多言語への対応 トイレの洋式化 Wi-Fi環境の構築

【2の事業】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1/2（上限2,500万円等）
（活性化計画に基づく事業）
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間
- **交付率** 1/2等



古民家を活用した滞在施設



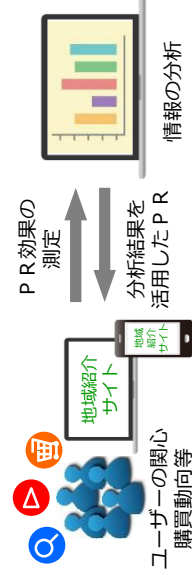
農産物販売施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【3の事業】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

先進地域の取組(NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会 長崎県小値賀島)

- 平成18年に協議会を設立し、教育旅行を中心とした民泊事業を開始。
- 平成19年に協議会を法人化するとともに、着地型旅行企画や古民家を活用した宿泊事業等に着手。
- 平成19年以降、観光客数やU I ターン者等が大幅に増大。

取組のきっかけ

- 住民参加のおぢかアイランドツーリズム協議会を設立
- 教育旅行を中心に受入を実施

成功要因としての着目点

【「儲かる体制」の確立】

- **協議会を法人化**し、収益性を重視した事業計画に転換
- **旅行業を登録**。着地型旅行企画に本格着手
- **U I ターンの若者を事務局業務、古民家宿泊施設運営シエフとして雇用**

【地域の「宝」の磨き上げ】

- **古民家を再生**したレストラン・宿泊施設を整備
- **教育旅行から大人・個人旅行へと取扱拡大を図るため、「大人の島旅」ブランドを構築**
- 来島者に合わせた旅の**オリジナルプランの提供**

※1 旧 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用(H19-H23)



現在(平成27年)

- 年間旅行取扱人数 7,896名
- 専任職員 11名 (うち10名がU I ターン)
- おぢかアイランドツーリズムが運営する古民家宿泊施設の年間売上 1,800万円

地域受入組織

地域への波及効果

- 受入民泊軒数 26軒
- 農泊による年間収入 3~120万円/戸※2
- 島への観光をきっかけにした移住希望者や、知名度の上昇により、10年間で300名超のU I ターン者が観光・農漁業・商業等に従事

平成19年

- 年間旅行取扱人数 392名
- 専任職員 3名

地域受入組織

※1 現在は、農山漁村振興交付金にて同様の取組を支援可能
※2 「都市農村交流に係る市場規模等調査」(H27年 農林水産省)に基づく収支構造調査から推計すると、所得率は5割程度

先進地域の取組（株式会社大田原ツーリズム 栃木県大田原市）

- 平成24年に大田原市と地元企業18社からの出資により、官民パートナーシップ形式の株式会社を設立。
- 平成27年（設立4年目）黒字を達成。今後は更に個人・外国人等の受入に発展させるため、古民家等の再生を検討中。

取組のきっかけ

大田原市で、官民連携による
グリーン・ツーリズムの事業構
想を策定



平成24年

- 地域受入組織
- 年間旅行取扱人数 189名
 - インバウンド受入人数 0名
 - 専任職員 3名

成功要因としての着目点

【「諸かる体制」の確立】

- 市と地元企業18社からの出資を受け、
株式会社大田原ツーリズムを設立
- **旅行業を登録**

【地域の「宝」の磨き上げ】

- **体験プログラムの充実化（120種超）**
- **遊休農地等を活用した体験プログラム**
ムや、廃校舎を活用した企業・個人向
けのプログラムの開発

地域の資産を活用

廃校舎を活用し、大人向けに昔懐かしの「小学校生活体験」として観光プログラム化。給食では郷土料理を提供。都市部で新たな旅行市場を開拓。



現在（平成27年）

地域受入組織

- 年間旅行取扱人数 6,459名
- インバウンド受入人数 1,498名
- 専任職員 6名
(うち3名がU1ターン)

地域への波及効果

- 受入農家数 120軒
- 農泊による年間収入 5~100万円/戸※2

※1 現在は、農山漁村振興交付金にて同様の取組を支援可能
※2 「都市農村交流に係る市場規模等調査」(H27年 農林水産省)に基づき収支構造調査から推計すると、所得率は5割程度

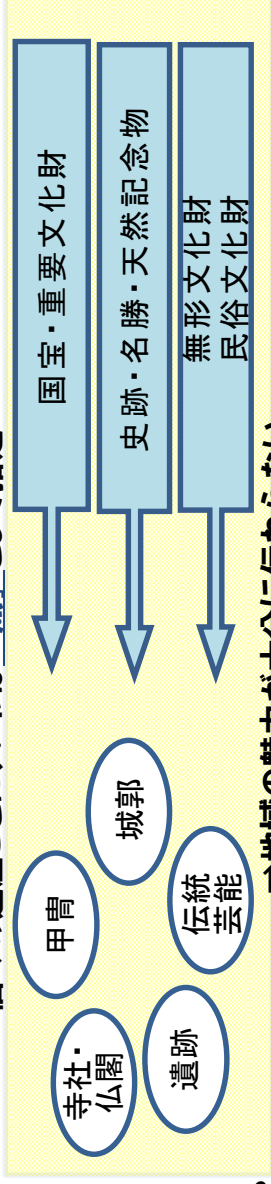
施 策 名	日本遺産活性化推進事業	平成31年度 予算（案）額(百万円)	672 ※この他、「国際観光旅客税の税収を充当する事業（Living History（生きた歴史体感プログラム））：31年度35億円」において、観光拠点としての更なる磨き上げとして地域全体で魅力につながる一体的な整備（日本遺産を含む）を支援する。
申 請 先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年1回程度 （文化庁から各都道府県教育委員会を通じて連絡）
概 要	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。		
対 象 者	日本遺産の構成文化財の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等 ※申請自治体関係部局や、NPO、文化財保存団体、商工会議所、民間事業者等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する協議会等		
対象事業	日本遺産認定地域が実施する以下の事業。 （1）情報発信、人材育成事業 ・ホームページ、映像、パンフレット等の制作 ・ボランティア、日本遺産の情報発信・普及啓発に資する人材育成 （2）普及啓発事業 ・発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等 （3）調査研究事業 ・文化財の文献調査・資料収集 （ストーリーとの関連性の確認に必要な追加調査・資料収集。ただし、指定に係わる調査を除く。） （4）公開活用のための整備に係る事業 ・日本遺産の情報発信に必要な資料の展示公開を行うための空き教室や廃校等の改修、休息施設、便所等便益施設等の設置、設備整備（警報設備、消火設備、防犯設備、防災他委託） ・案内板、説明板等の設置、その他の環境整備（案内板の設置等に伴う雑木、雑草の除去、張芝）等		
支援内容	○上記対象事業について予算の範囲内で補助。 ○日本遺産の申請手続は以下の通り。 ・単一の市町村内でストーリーが完結し、構成文化財が当該市町村のみに存在する場合は「地域型」として応募可能 ※ただし、以下のいずれかにあてはまることが条件 ・歴史文化基本構想を策定済みの市町村 ・歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村 ・世界文化遺産一覧表記載案件の構成資産を有している市町村（構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと） ・世界遺産暫定一覧表記載案件の構成資産を有している市町村（構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと） ・世界遺産暫定一覧表候補案件の構成資産を有している市町村（構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと） ・複数の市町村にまたがってストーリーが展開し、構成文化財が各市町村に存する場合は「シリアル（ネットワーク）型」として応募可能 ・市町村教育委員会から都道府県教育委員会を通じて文化庁へ申請書を提出		
備考	日本遺産ポータルサイト「支援策」URL https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/about/support.html		
連絡先	文化庁文化資源活用課 TEL:03-5253-4111（4760） FAX:03-6734-3822		

概要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。2020年までに100件程度の「日本遺産」の認定を行うことが政府方針となっている。

従来型の文化財行政

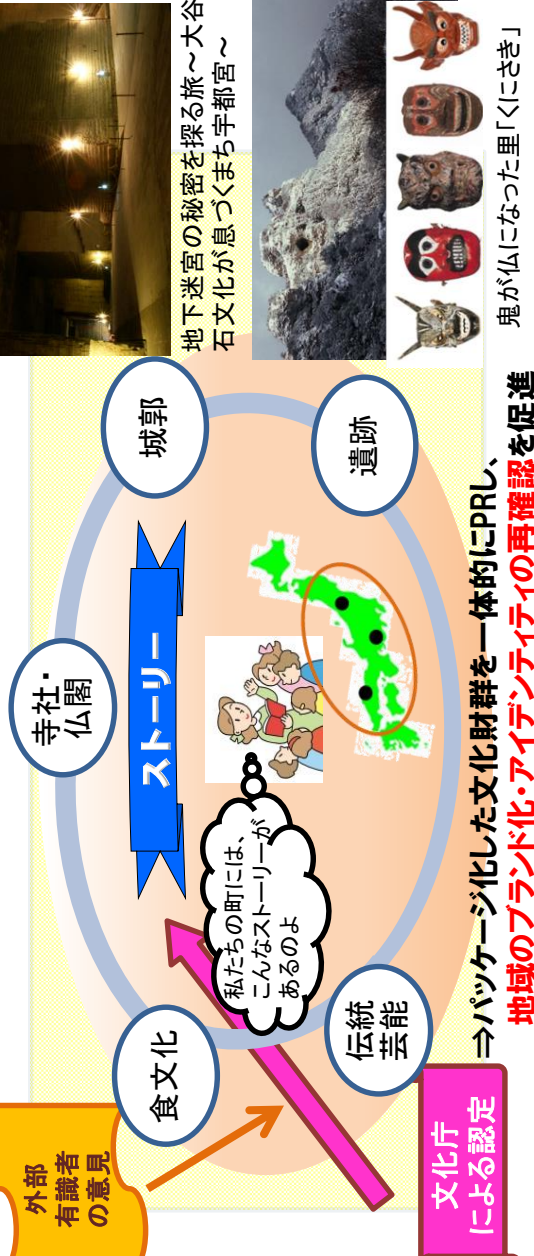
個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定



⇒地域の魅力が十分に伝わらない

日本遺産 (Japan Heritage)

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信



⇒パッケージ化した文化財群を一体的にPRし、
地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進

ポイント

- 日本遺産を「地域型」(自治体単独型)と「シリアル型」(複数自治体型)の2タイプに分類して認定
- 認定地域に対し、日本遺産に関する**人材育成、普及啓発等**に係る支援策を用意
- 民間企業等と連携した**日本遺産ブランドの発信**
- 観光庁をはじめ関係省庁と連携・協力し、省庁横断的に支援**

事業内容

①人材育成事業

・観光ガイドやボランティア解説員の育成

②普及啓発事業

・ワークショップ、シンポジウムの開催・日本遺産PRイベント(国内外)の開催

③調査研究

・旅行者(訪問予定者)の嗜好性調査等

日本遺産プロモーション事業

- ・地域のニーズにあった専門家の派遣(日本遺産プロデューサー派遣事業)による地域活性化の支援
- ・民間企業等を巻き込んだ日本遺産全体のPRイベントの開催等による認知度の向上、先進事例の共有、**ポスト2020年に向けたイベントや官民連携プラットフォームの形成**

「国際観光旅客税の税収を充当する事業(Living History(生きた歴史体験プログラム))」:31年度35億円において、観光拠点としての更なる磨き上げとして地域全体で魅力につながる一體的な整備(日本遺産を含む)を支援する。

施 策 名	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	平成31年度 予算（案）額(百万円)	11,366
申 請 先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年 5 回程度 (文化庁から各都道府 県教育委員会へ連絡)
概 要	文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うとともに、文化財の解説版、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。		
対 象 者	文化財の所有者、管理団体等		
対象事業	(1) 根本修理 (2) 維持修理 (3) 特殊修理 (4) 保存修理（近現代建造物） (5) 情報発信 修理時期を捉えた修理現場の公開等 (6) 公開活用事業 文化財を分かりやすく解説する説明版や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等		
支援内容	(1) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。 ア 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。 イ 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。 (2) 補助事業者が営利法人又は登録有形文化財の公開活用事業及び解説整備事業を行う事業者のうち地方公共団体を除く法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。 (3) 補助事業者が上記（1）及び（2）以外の者である場合の補助率は、別に定める場合を除き、補助対象経費の50%とする。 ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、別に定める加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。		
備考			
連絡先	文化庁 文化資源活用課	TEL 03-6734-2835 FAX 03-6734-3820	

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

2019年度予算額(案) 11,366百万円
(前年度予算額) 11,004百万円

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

○ 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。

○ 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は337件に達し、本格的な修理の時期に達している。

8

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説版等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、観光振興に寄与する。



●案内板(仮設)による解説



●パンフレット等による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。

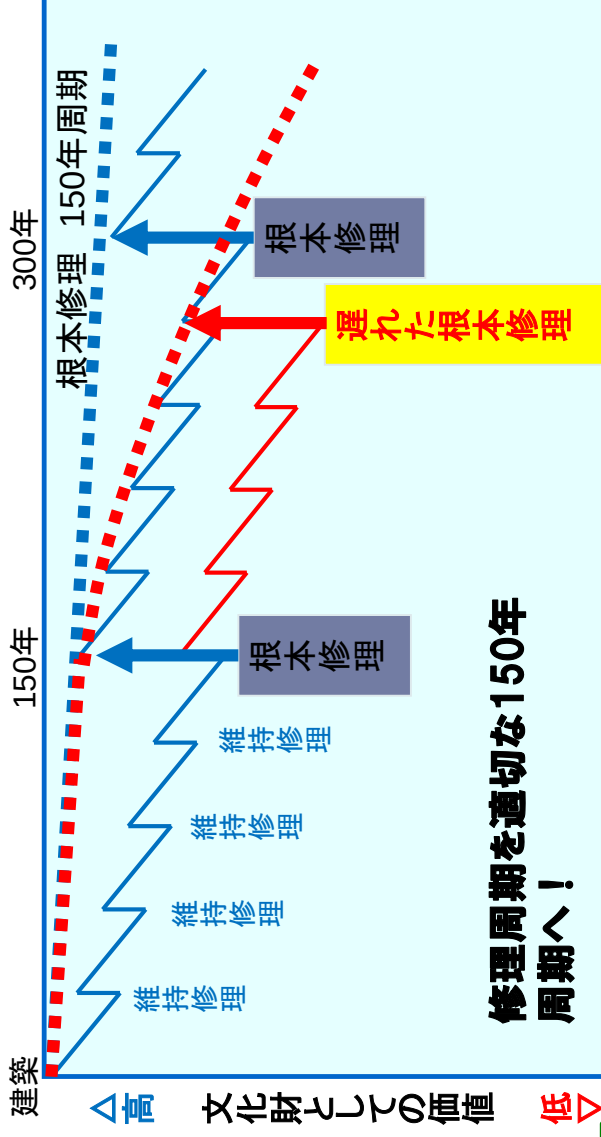


スロープ



重要文化財（建造物）
旧出津救助院（長崎）
案内板の設置による解説

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



修理周期を適切な150年
周期へ！

※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990.8)による

〈適切な周期〉

根本修理(解体、半解体修理) : 平均150年周期

維持修理(屋根葺替・塗装修理): 平均30年周期

適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



国宝清水寺本堂屋根檜皮葺施工状況（京都府）

重要文化財世界平和記念聖堂（広島県）

施 策 名	伝統的建造物群基盤強化	平成31年度 予算（案）額(百万円)	1,768
申 請 先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年5回程度 (文化庁から各都道府 県教育委員会へ連絡)
概 要	重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。		
対 象 者	市町村		
対象事業	(1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査 (2) 修理重要伝統的建造物保存地区内の建造物等について、適切な周期（根本修理：100年、維持管理：平均25年）による保存修理、修景、耐震改修を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。 (3) 防災施設等 重要伝統的建造物群保存地区の防災施設設置等。 (4) 買上 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。 (5) 公開活用事業 重要伝統的建造物群保存地区内の公開活用に資する設備の整備等。		
支援内容	補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。 (1) 補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体である市町村又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合にあっては、補助対象経費の65%とする。 (2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する市町村である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。 (3) 補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。 (4) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて額とする。		
備考			
連絡先	文化庁 文化資源活用課 TEL 03-6734-2835 FAX 03-6734-3820		

伝統的建造物群基盤強化

2019年度予算額(案) 1,768百万円
(前年度予算額 1,753百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、防犯対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、文化に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
計画策定

修理・修景

耐震対策

防災対策

買上

公開活用整備



伝統的建造物の修理と
耐震



美しい町並みの回復



災害に強いまちづくり



にぎわいの創出

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、
地区全体の魅力と安全性を向上

伝統的建造物群保存地区

文化の継承

地区の安全

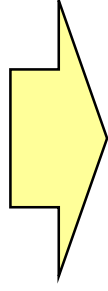
地域の創生

観光の振興

施 策 名	地域計画等活用拠点形成事業	予算額(百万円)	2 4 7
申 請 先	文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ	申請期間	(1) 2018年10月23日 ～2018年12月3日 (2) 随時
概 要	文化財を中核とする観光拠点の整備を推進するため、文化財保存活用地域計画等策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する重点的な支援を実施する。		
対 象 者	(1) 地域計画等活用推進 地方公共団体等で構成される協議会 (2) 優良モデル創出 市町村等		
対象事業	(1) 地域計画等活用推進 文化財を中核とする観光拠点整備を効果的に推進するため、文化財保存活用地域計画等に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援 (2) 優良モデル創出 特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援		
支援内容	(1) 地域計画等活用推進 補助率：定額 (2) 優良モデル創出 補助率：原則50%		
備考	平成31年度から新規で実施する情報発信事業及び公開活用に資する設備整備事業については別事業にて実施予定		
連絡先	文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ TEL：075-330-6739 FAX：075-561-3511 URL：http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/rekishibunka_kankokyoten/index.html		

文化財を中核とする活用拠点の整備を推進するため、文化財保存活用地域計画等策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する支援

(文化財保存活用地域計画) 市町村が、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、国が認定



【メニュー1】地域計画等活用推進枠 131百万円

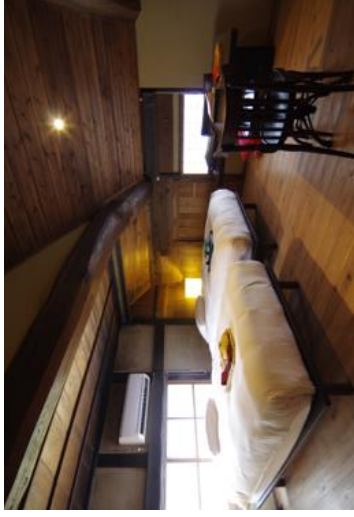
文化財保存活用地域計画等に基づき実施される人材育成、公開活用に資する設備整備(古民家の活用に資する改修を含む)等を支援。

【メニュー2】優良モデル創出枠 115百万円

特に優良な活用拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援。(文化庁は、国指定等文化財の修理・整備等を支援)



地域計画等を活用した文化遺産の総合的な整備・活用を支援



活用を目的とした
古民家等の改修を支援



道路美化化・無電柱化



周遊バス実証運行

特に優良な活用拠点形成の事例を創出するため、
他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的整備を支援

施 策 名	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業	予算額（百万円）	500
申 請 先	経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室	申請期間	2019年2月4日～ 2月25日 (応募の状況により順次2回目を実施)
概 要	魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備などを支援する。		
対 象 者	認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者 等		
対象事業	①中心市街地活性化法に基づく、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等を支援。 ②まち全体を俯瞰してまちづくりをコーディネートし、空き店舗対策等のまちの課題解決に取り組むなど、エリアマネジメントを行い、エリア価値の向上を図ることができるタウンマネージャー等のまちづくり専門人材の招へいを支援。 ③地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を高める方策を探るための調査・分析を支援。 ④地域の創意工夫を活かしながら、まちなかのにぎわい創出や魅力向上に資する事業を実施するまちづくり会社等を支援。		
支援内容	①補助上限：2.0億円又は1億円 補助率：2/3又は1/2以内 ②補助上限：1,500万円又は1,000万円 補助率：2/3又は1/2以内 ③補助上限：1,000万円又は750万円 補助率：2/3又は1/2以内 ④補助上限：1,000万円 補助率：2/3以内		
備 考	—		
連絡先	経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754		

(1) 地域経済産業グループ
中心市街地活性化室
03-3501-3754

(2) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

陸奥の舞臺

● 地域経済活性化のためには、中心市街地等のまちなかや、商店街の活性化を図るとともに、魅力的な生活環境や商業・サービス業等の事業・起業環境等を整備し、地域への来訪者を増加させることが重要です。

- また、中心市街地や商店街は、城下町や宿場町等として発展してきた歴史あるエリアであり、地域文化資源を活用して、観光客呼び込み、観光・インバウンド需要を喚起し、当該エリアの活性化を図ることは、地域経済への高い波及効果が期待できます。

成果目標

- 来街者数の増加や売上の増加等を通じて、中心市街地の活性化を目指します。

(1)①、②補助
(2/3,1/2以

認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を
行う民間事業者等

(2) 補助(6/10以内)

全国商店街振興組合連合会

(1) 中心市街地活性化支援事業

中心市街地における商業・サービス業等の事業・起業環境等の整備や地域文化資源と連携した空間創出を図ります。また、その事例を広く全国に展開します。

- ① 中心市街地活性化法に基づき、まちの賑わいを創出するための中核となる、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組みられる施設の整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援します。
- ② プロジェクト推進等に資するまちづくりに関して専門的な知識を有する人材の活用や地域の個性や生活者のニーズを把握した事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援します。



(2) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

施 策 名	空き家対策総合支援事業	平成31年度 予算案(百万円)	3,300
申 請 先	市区町村等から国土交通省 各地方整備局・北海道 開発局・沖縄総合事務局へ申請	申請期間	—
概 要	空家等対策の推進に関する特別措置法（以下空家法）に基づき市区町村が策定する空家等対策計画に沿って実施する空き家の活用や除却などを、地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行う。		
対 象 者	市区町村等 （ 補助対象市区町村 ・ 空家法に基づく「空家等対策計画」を策定している ・ 空家法に基づく「協議会」を設置するなど、 地域の民間事業者等との連携体制がある 等 ）		
対象事業	・ 空き家対策基本事業 市区町村等による空き家の除却や活用等の取組を支援する事業 等		
支援内容	・ 空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却等に要する費用 [負担割合： 国2/5、地方公共団体2/5、所有者1/5等] ・ 空家住宅等の改修等に要する費用 [負担割合： 国1/3、地方公共団体1/3、所有者1/3等] ・ 関連する事業 等 ○用語の定義 ・ 空家住宅等：空家法第2条第1項に規定する空家等であって、その除却後の跡地又は増改築の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。 ・ 特定空家等：空家法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。 ・ 不良住宅：住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。		
備考	社会資本整備総合交付金でも同様の支援が可能		
連絡先	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 T E L : 0 3 - 5 2 5 3 - 8 5 0 8 F A X : 0 3 - 5 2 5 3 - 1 6 2 8		

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画画**」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「**協議会**」を設置するなど、地域の**民間事業者等との連携体制**がある

16

など

補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・関連する事業
(例: 周辺建物の外観整備)

など

事業主体

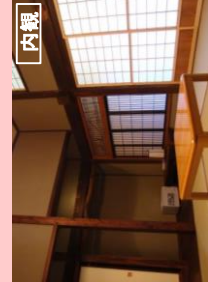
市区町村 等

補助率

1/2 等

※同様の支援は社会資本整備総合交付金でも可能

支援事業の事例(※)

 Before 古民家の活用	 内観 旧銀行の活用
 Before 空地家の除却 (広場整備)	 After 居住環境の整備改善のため、空地家を除却

地域活性化のための観光交流施設などに空地家を活用
(長野県小谷村) (奈良県奈良市)

※事例は本事業と同様の補助事業(社会資本整備総合交付金)によるもの

法定の「協議会」など民間事業者等と連携

施 策 名	地方創生推進交付金	予算額(百万円)	100,000
申 請 先	内閣府地方創生推進事務局	申請期間	2019年1月22日 ～1月24日
概 要	地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	地方創生の推進を目的として、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定 (1) しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等 (2) 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等 (3) 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等 (4) まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等		
支援内容	○ 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金（補助率：1/2）を交付。 ※ 1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。 ※ 2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの、貸付金又は保証金、基金積立金は支援対象外。 ○ 地方創生推進交付金の交付対象事業の採択に当たっては、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における5原則（将来性、地域性又は直接性）の視点から、事業の先駆性を審査。 ○ 上記の①～⑦のうち、特に重要な①～④が申請要件となっており、①～④まで全て満たす場合には先駆タイプ（都道府県：最大3億円（国費）、中枢中核都市：最大2.5億円（国費）、市区町村：最大2億円（国費））で申請することができ、①と②～④で2つ以上該当する場合には、横展開タイプ（都道府県：最大1億円（国費）、中枢中核都市：最大0.85億円（国費）、市区町村：最大0.7億円（国費））での申請が可能。		
備考	—		
連絡先	内閣府 地方創生推進事務局 TEL：03-3581-4213 FAX：03-3581-5536 URL：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html		

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 1,000億円 30年度予算額 1,000億円

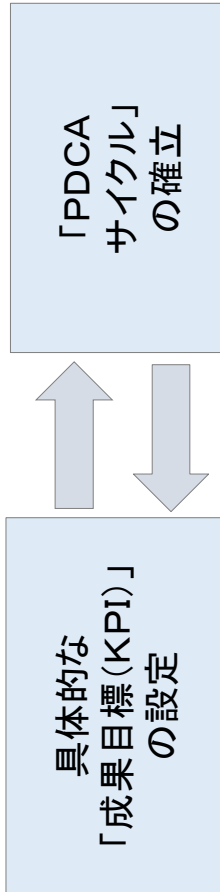
事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

①地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

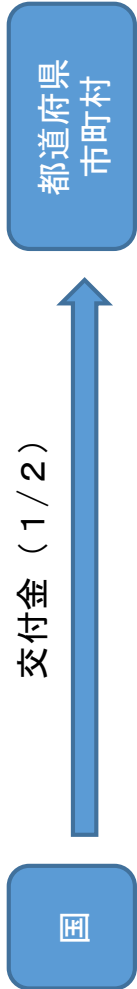
②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づき法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例）しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

- ・東京圏からのUIJターの促進及び地方の担い手不足対策
例）地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

①交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中核中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中核中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

②企業版ふるさと納税の併用

- ・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

失われた町の宝復活による笠置蘇り物語 ＜京都府笠置町(かさぎちよう)＞

30年度交付額
4,500千円
(事業費:9,000千円)

実施主体

○笠置まちづくり株式会社
設立:平成28年9月
商工業、観光業、金融業、飲食業等を含む
企業に加え、地元住民の有志が参画。

KPI

○観光入込客数
(平成26年度)243,276人⇒(平成30年度)308,000人

事業の概要等

○街並みデザイン修景プランづくり

笠置駅から町内に延びる街道は、かつて大坂の奥座敷といわれた料理旅館が建ち並び、現在も当時の風景を色濃く残しており、街並みの修景や統一的なサインの整備等を実施するまちづくりプランを策定する。

- ・街並み修景デザイン計画策定事業
- ・街並み統一サイン制作事業



○世界遺産「春日大社」との広域観光連携事業

元弘の変火で焼失して以来、685年ぶりに春日大社より旧本宮神社の社殿が笠置寺境内に移築されることを起爆剤とし、奈良市に国内外から訪れる年間1,400万人の観光客を笠置町に誘客する取組を実施。

- ・春日大社でのトッププロモーション事業
- ・地元FM局と連携したメディアミックスによる誘客活動



流域DMOを核とした1/2村民・1/3村民創出事業 ～古民家再生・タイニーハウス等による観光・移住促進～ ＜山梨県小菅村(こすげむら)＞

**30年度交付額
7,500千円**
(事業費:15,000千円)

実施主体

○株式会社 源

設立:平成29年3月
小菅村等の行政のほか、観光協会や道の駅、
商工会等、村内の主要団体を網羅。

KPI

○古民家等を活用した新たな観光事業の利用者数
(平成27年度)0人⇒(平成32年度)3,400人

事業の概要等

○新たな観光キャパシティを創出する「古民家再生」事業

古民家を活用した新たな観光事業の立ち上げに向けた実行可能性調査及び
事業計画の立案を行う。調査・計画については、古民家関連の事業で成果を
挙げている、(一社)ノオトと連携し実施する。

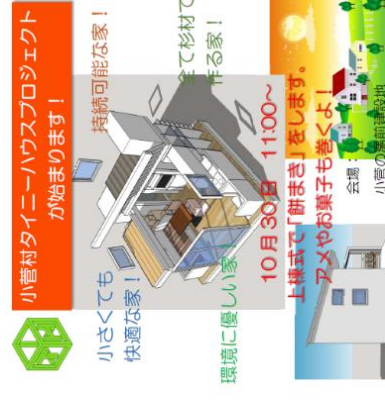
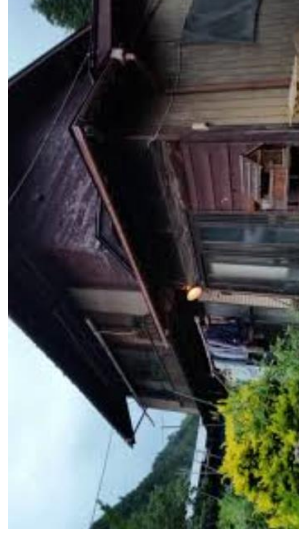
- ・村全体での古民家再生のコンセプト・ビジョン立案
- ・古民家の用途検討、事業シミュレーション、設計

○単身者・少人数世帯向けの住居としての「タイニーハウス」事業

若者単身者を中心とした移住希望者向けに、4坪程度の単身者向け小規模
住宅「タイニーハウス」を建設する。

また、材料及び設計方法をパッケージングし、全国に向け発信・販売する。

- ・タイニーハウスの企画・基本設計・用地選定・建設
- ・タイニーハウスの量産化に向けての各種検討、生産・流通体制の構築
- ・タイニーハウスに居住する移住者の募集告知、販促活動



施 策 名	浜の活力再生・成長促進交付金	平成31年度 概算決定額(百万円)	5,365の内数
申 請 先	水産庁防災漁村課	申請期間	平成30年度内に1回目の募集を予定。予算の状況により順次2回目を実施。
概 要	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設等の整備、密漁防止対策、コスト削減、作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組等について支援する。		
対 象 者	事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等		
対象事業	水産業強化支援事業のうち漁港機能高度化目標 ①海業支援施設 漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設を整備。 ②文化的景観施設 ・漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を後世に伝承していくことを目的として、漁村特有の歴史的建造物の保全・修復に資する景観保全施設及び歴史・文化伝承施設を整備。 ・また、当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、上記の①地域水産物普及施設として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する施設整備を支援。		
支援内容	交付率：定額（1／2以内）、沖縄定額（2／3以内）		
備考			
連絡先	水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班 TEL： 03-6744-2392		

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組**を支援します。

＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上 [取組開始年度から5年後まで]）

＜事業の内容＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

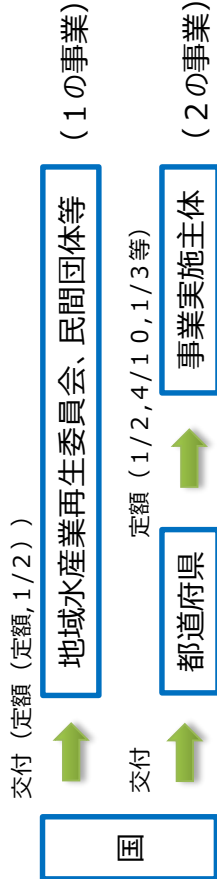
- 浜プランの着実な推進を図るため、浜プランの見直しを行う活動、漁村女性による実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等を支援します。

22

2. 水産業強化支援事業

- 漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設等の整備、密漁防止対策、コスト削減、作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組等**についてハード・ソフト両面から支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港・漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援
- ・生産コストの削減や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー



荷受け情報の電子化

＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

浜の活力再生・成長促進交付金（旧強い水産業づくり交付金）による整備事例

○漁業地域の活性化を目指し、漁村特有の地域資源を活用した海業支援施設、文化的歴史的な景観保全に資する施設等を支援。

海業支援施設

漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、地域資源の付加価値創造を図るための施設を整備。

長崎県松浦市



地域水産物普及施設（直販所等）

文化的景観施設

漁村の伝統文化や景観を後世に伝承していくことを目的として、漁村の歴史的建造物の保全・修復に資する景観保全施設及び歴史・文化伝承施設を整備。

写真例：燐鉱石発掘跡地（登録文化財）に調和する形で地元漁業の歴史・文化を伝え、漁業体験ができる施設を整備

沖縄県北大東村



施 策 名	地域経済循環創造事業交付金 (ローカル10,000プロジェクト)	予算額(百万円)	1,000の内数
申 請 先	地方公共団体	申請期間	随時募集
概 要	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行うとともに、融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上の場合の上限額を引上げ		
対 象 者	民間事業者等		
対象事業	○地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果（投資効果、地元雇用創出効果、地元原材料活用効果、課税対象利益等創出効果等）を創出する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること （※地域金融機関からの融資額が公費による交付額（国費＋地方費）以上となること ※地域金融機関からの融資は、無担保（交付金事業による取得財産の担保権設定は除く）・無保証を条件とし、事業キャッシュフローの継続的な把握によるコンサルティング機能が発揮されるものであること）		
支援内容	○地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に支援 ・公費による交付額の上限 原則2,500万円（融資額が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の事業は、5,000万円） ・補助率 ▶① 国等が開発・支援して実証段階にある新技術を活用した事業 ② 2020年東京オリパラ競技大会関連施策 ③ 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援 ▶上記以外は、原則、公費による交付額の1/2 ▶条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は2/3 特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は3/4		
備考	—		
連絡先	総務省地域力創造グループ地域政策課 T E L : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 5 2 3 F A X : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 5 3 0		

ローカル10,000プロジェクト

H31予算案

地域経済循環創造事業交付金 10.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行うとともに、融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上の場合の上限額を引上げ。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

- ・原則 1/2
- ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3、3/4
- ・新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

これまでの実績 (357事業、287億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (H29年度末時点))

公費交付額 106億円、融資額 143億円、
自己資金等 38億円

支援内容の充実

融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上
2倍未満の場合は、上限3,500万円、2倍以上の場合は、
上限5,000万円まで引上げ(従前は2倍以上の場合、上限4,000万円)

重点支援

- ① 国等が開発・支援して実証段階にある新技術を活用した事業
 - ② 2020年東京オリパラ競技大会関連施策
 - ③ 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり
- に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

施策名	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	予算額(百万円)	5,474の内数
申請先	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 …各地方運輸局等 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 …観光庁観光産業課 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業 …各地方運輸局等	申請期間	調整中
概要	全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う外国人観光案内所や手ぶら観光カウンターの機能強化、トイレの洋式化、公共交通機関の移動円滑化、旅館・ホテルのバリアフリー化等の個別の取組を支援する。あわせて、外国人観光案内所等の災害等における非常時の対応能力の強化を図る。		
対象者	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 基本的ストレスフリー環境整備：複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成された団体及びその構成員である宿泊事業者 バリアフリー環境整備：宿泊事業者 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業 交通事業者、地域における協議会、地方公共団体等		
対象事業	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 ①外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化 ・訪日外国人旅行者にとって利用しやすい観光案内所の整備を促進するため、観光案内所の開設や機能向上・災害時の対応能力強化等にかかる経費の一部について支援。 ②公衆トイレ洋式化の洋式便器の整備及び機能向上 ・訪日外国人旅行者が利用しやすい観光地の公衆トイレの新築・増築・建替における洋式便器等の設置、既存の公衆トイレの洋式化及び機能向上に要する経費の一部について支援。 ③多様な宗教・生活環境への対応力の強化 ・宗教上、生活習慣上の理由から配慮が必要な旅行者の受入環境整備に取り組む地域において、受入環境整備構築に必要な知識・接遇能力の習得を図る学習や研究に要する経費の一部について支援。 ④手ぶら観光カウンターの機能強化 ・訪日外国人旅行者が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、手ぶら観光カウンター（※）の整備・機能向上等にかかる費用の一部について支援。 ※空港・駅・商業施設等で荷物の一時預かり又は配送を行う機能を有するカウンター (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 ・旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する無料公衆無線LAN環境整備や決済端末整備等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業 ・ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fiの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ICカード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動円滑化等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。		
支援内容	補助率（調整中） (1)……………①・・・1／3（一部1／2）※災害の非常対応の強化について1／2のまま継続の予定 ②、③、④・・・1／3 (2)……………基本的ストレスフリー環境整備：1／3 （補助金の合計額は宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に100万円を乗じた額を上限とする。また宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は100万円を上限とする。） バリアフリー環境整備：定額（上限100万円）、1／2（上限500万円） (3)……………1／2、2／5、1／3、1／4等（交通サービス調査事業は上限1,000万円）		
備考	対象事業（2）バリアフリー環境整備を追加 等		
連絡先	(1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8972 (2) 国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL: 03-5253-8330 (3) 国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課 TEL: 03-5253-8396		

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

予算額: 5,474百万円

○ 全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う外国人観光案内所の機能強化、トイレの洋式化、公共交通機関の移動円滑化、旅館・ホテルのバリアフリー化等の個別の取組を支援する。あわせて、外国人観光案内所等の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

- 外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化
 - 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上
 - 手ぶら観光カウンターの機能向上
 - 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

宿泊施設インバウンド対応支援事業

- ・基本的ストレージ環境整備
 - ・Wi-Fiの整備
 - ・案内表示の多言語化
 - ・決済端末の整備
- ・自社サイト
- ・ムスリム受入多言語化等
- ・マニュアル作成



○バリアフリー環境整備

- ・トイレのバリアフリー化
- ・手すりの設置



交通サービスインバウンド対応支援事業

- 多言語表記、多言語案内用タブレット端末の整備
- 旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備
- 旅客施設や車両等のトイレの洋式化及び機能向上
- 全国共通ICカード、QRコード決済等の導入
- 旅客施設や車両等の移動円滑化等



- ・多言語案内用タブレット端末等の整備

- ・無料Wi-Fiの整備



- ・トイレの洋式化及び機能向上



- ・全国共通ICカード、QRコード決済等の導入



業事証実

- 災害発生時における外国人観光案内所の初動対応マニュアルの作成
○ナイトタイムエコノミ等の新たなニーズに対応した交通サービスの推進に向けた調査等

補助率

定額、2分の1、5分の2、3分の1、4分の1

事業主体

- (1) 地方公共団体（公務局を含む）
- (2) 民間事業者（公共交通事業者等を含む。）
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
- (4) 協議会等

施 策 名	I C T等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上		予算額(百万円)	3,050の内数
申 請 先	調整中		申請期間	調整中
概 要	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアについて、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。			
対 象 者	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等			
対象事業	(1) 観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化 (2) まちなかの周遊機能の強化（まるごとインバウンド対応） (3) 「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業 (4) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり			
支援内容	補助率：10分の8、2分の1、3分の1			
備考				
連絡先	(1)、(2)、(3) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL：03-5253-8972 (4)電線の地中化等 国土交通省 道路局環境安全・防災課 TEL：03-5253-8495 (4)シェアサイクル 国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL：03-5253-8416 (4)歴史的観光資源の高質化 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL：03-5253-8954 (4)古民家等の観光資源化 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517			

ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

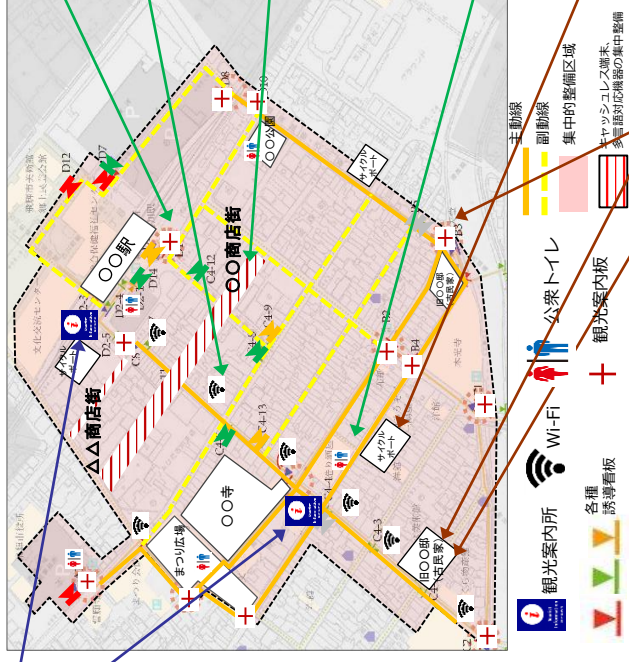
予算額：3,050百万円

○ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアについて、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

■観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能強化

- 情報発信機能の強化
- デジタルサイネージの整備
 - VR機器の整備
 - AI・チャットBotの整備等
 - 多言語音声ガイドの整備
- 訪日外国人旅行者への対応力の強化
- 無料公衆無線LAN環境の整備
 - 多言語翻訳システム機器の整備
 - 多言語案内用タブレット端末の整備
 - 免税対応端末の整備等
- 観光案内所等の情報提供基盤の強化 ○非常時の対応能力の強化
- 施設の整備改良
 - 案内標識の多言語化
 - 洋式トイレの整備
 - H P・コンデンツ作成
 - 案内放送の多言語化
 - 非常用電源装置の整備
 - 情報端末への電源供給
 - 機器等の整備等

地域の観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ



地域要件

- 以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの
- 外国人旅行者の評価が既に高い観光地
 - 重要な文化財や国立公園が所在する地域
 - 国際的なイベント・会議の開催等により、外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

補助率 10分の8、2分の1、3分の1

事業主体

- (1) 地方公共団体
- (2) 民間事業者（公共交通事業者等を含む。）
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
- (4) 協議会等

■「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業

○ レンタカーを利用したインバウンド観光の先進県である沖縄県内の「道の駅」における取組について、全国のモデル事業とすべく重点的に支援

- 外国人観光案内所等の整備・改良等
- 多言語翻訳システム機器等の整備
- インバウンド向けの体験メニューの開発
- 空車・滞車情報の多言語化
- ※ その他、「道の駅」の管理者、運営者、観光関係者、「道の駅」施設内の民間事業者等からなる協議会により策定される計画の内容を含む。

■まちなかの周遊機能の強化（まるとインバウンド対応）

- まちなかにおける多言語観光案内標識の一体的整備
- 無料エリアWi-Fiの整備
- 無料公衆無線LAN環境の整備
- デザインを統一した多言語サイン看板の整備
- ICTを活用した案内標識の整備
- 地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備
- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多言語電子化対応環境の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上（光触媒タイルの活用等）

■古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

- 文化財・国立公園の周辺地域における歴史的資源のインバウンド整備を支援
- 歴史的観光資源の高質化
- シェアサイクルの導入
- 電線の中地化や軒下・裏配線等の無電柱化
- 古民家等の観光資源化

施 策 名	公共交通利用環境の革新等	予算額(百万円)	5,500の内数
申 請 先	各地方運輸局等	申請期間	調整中
概 要	地方部への外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。		
対 象 者	公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等		
対象事業	①多言語対応 ②無料Wi-Fiサービス ③トイレの洋式化 ④キャッシュレス決済対応 ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保 ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上 ⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応 に要する経費の一部について支援（①～④をセットで整備し、あわせて⑤～⑦を支援可能）		
支援内容	補助率 1／2（①～④のうちのいずれかを実施済の場合は、1／3）		
備考			
連絡先	国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8971 国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課 TEL: 03-5253-8396		

公共交通利用環境の革新等

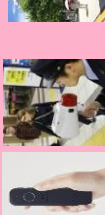
予算額:5,500百万円

○ 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取り組みを一気呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスの実現する。

①～④をセットで整備

①多言語対応(事故・災害時等を含む)



■多言語案内
 ■スマートフォンアプリの多言語化による案内放送の多言語化
 ■タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備
 ■多言語・OCR認識システムの設置

②無料Wi-Fiサービス



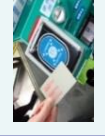
■交通施設や車両等の無料Wi-Fiの整備

③トイレの洋式化



■洋式トイレ、多機能トイレの整備

④キャッシュレス決済対応






■全国共通ICカードの導入
 ■QRコードやクレジットカード対応、企画乗車券のICカード化
 ■企画乗車券、船券の発行
 ■キャッシュレス対応

※通常は整備が想定されない場合(例：②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。
 ※①及び④については、少なくともいずれか1つ実施。

✦ (あわせて⑤～⑦を支援可能)

⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保




■非常用電源装置・携帯電話充電設備等

⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上







(旅客施設の段差解消)
 (インバウンド対応型タケシー)
 (インバウンド対応型バス)
 (荷物置き場の設置)

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応





■観光列車
 ■魅力ある観光バス
 ■サイクルトレイン

空港・港湾

空港・港湾
アクセス

長距離移動
(交通拠点間)

二次交通

周遊地域
訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等

補助率

補助対象事業者

1/2

(①～④のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3)

公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

施 策 名	商店街活性化・観光消費創出事業	予算額(百万円)	5,000
申 請 先	中小企業庁経営支援部商業課	申請期間	未定
概 要	商店街を活性化させるため、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組に対して支援する。		
対 象 者	商店街組織、商店街組織と民間事業者の連携体		
対象事業	(1) インバウンド・観光需要を取り込む環境整備に必要な取組 地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語対応化といった商店街の環境整備に対して支援。 (2) インバウンド・観光需要を取り込むイベント等の取組 地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメや食材の活用、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベント等に対して支援。 (3) 専門家派遣事業 商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街に対する専門家派遣を支援。		
支援内容	(1) (2) 補助率：2/3以内 (3) 補助率：10/10（定額） ※補助上限と下限は（1）～（3）の合計額で、上限額2億円、下限額200万円		
備考	—		
連絡先	中小企業庁 経営支援部 商業課 03-3501-1929		

商店街活性化・観光消費創出事業

平成31年度予算案額 50.0億円（新規）

中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

● 商店街は多種多様な店舗が集積していることから、消費者に対して面的に魅力を働かせることが可能です。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、商店街をとりまく経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しております。

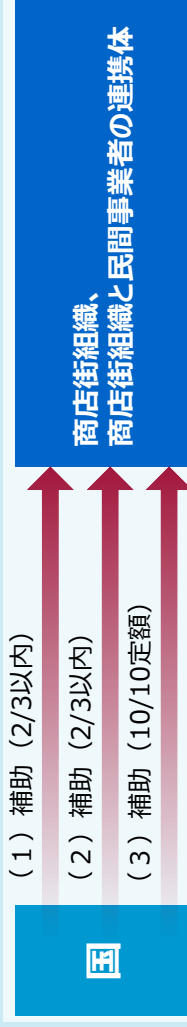
● このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等によって、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげることが重要です。

● このため、本事業では、地域と連携して魅力的な商業・サービスの環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援します。

成果目標

● 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※補助金上限額と下限額は、(1)～(3)の合計額で
補助金上限額2億円、下限額200万円。

事業イメージ

(1) インバウンド・観光需要を取り込む環境整備に必要な取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語対応化といった、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。



免税対応設備を備えた施設

ゲストハウスの整備

店舗前の多言語サイン

(2) インバウンド・観光需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメや食材の活用、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベントといった、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の取組について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。



地元食材を活用した取組

文化の体験イベント

観光資源等と連携した取組

(3) 専門家派遣事業

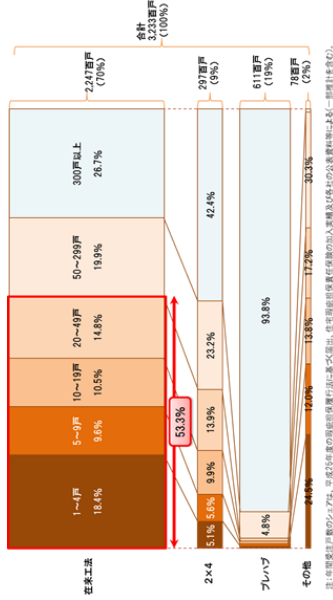
商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。

Ⅱ. ソフト事業

施 策 名	地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業	予算額(百万円)	4 4 7
申 請 先	国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室	申請期間	2019年 3 月頃
概 要	急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。		
対 象 者	民間事業者からなるグループ等（団体・協議会等）		
対象事業	○大工技能者の育成のための研修活動 （１）全国的に共通する課題に対応した取組 ・リフォームによる地域の住宅の適切な維持・更新に関すること ・被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建築に関すること ・長期優良住宅等、良質な木造住宅の建築に関すること ・その他、特に政策的に対応が必要と認められる取組 （２）生産性向上、地域の気候風土等の取組 ・住宅生産における機械化や資材の標準化への対応に関すること ・地場産材や産品の活用、地域に継承される工法への対応に関すること ・労働安全衛生に関すること		
支援内容	（１）全国的に共通する課題に対応した取組 補助率：定額 （２）生産性向上、地域の気候風土等の取組 補助率：１／２		
備考			
連絡先	国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 TEL：０３-５２５３-８５１２ FAX：０３-５２５３-１６２９		

急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。

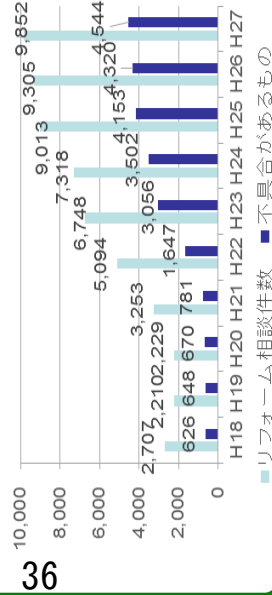
● 木造住宅供給の担い手



○ 住宅ストック5,000万戸のうち、木造戸建住宅は2,500万戸に達し、ストックの約半数を占める。

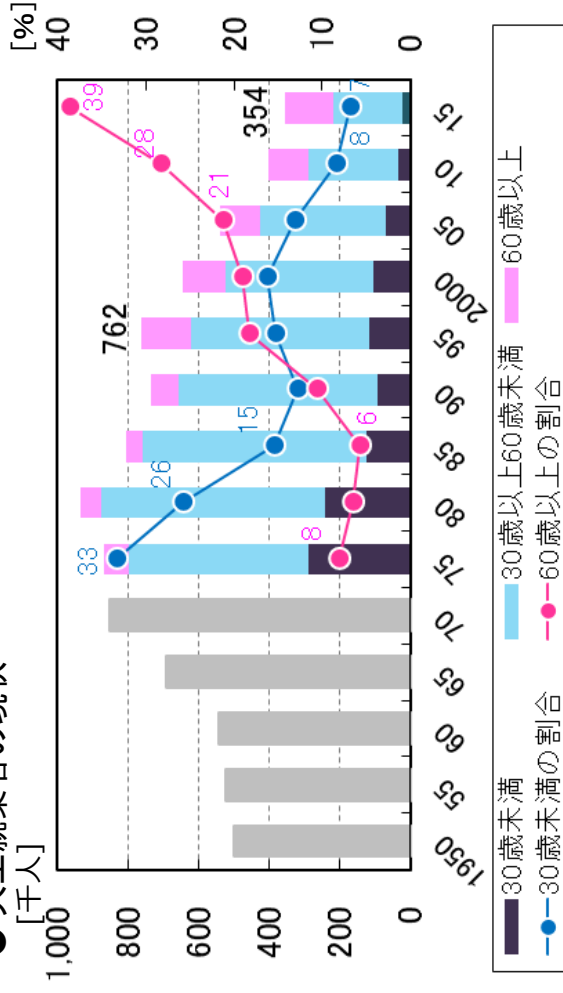
○ 在来木造戸建注文住宅の約半数は中小の大工・工務店が供給している状況。

● リフォーム相談件数の推移



○ リフォーム相談件数は近年増加傾向にあり、住宅ストックの適正維持・更新へのニーズが高まっている。

● 大工就業者の現状



○ 大工就業者は現在約35万人。この20年で半分以上に減少。
○ 特に30歳未満の新規入職者が大幅に減少し、高齢化率が上昇。

1. 事業内容：民間事業者からなるグループ等が行う

大工技能者育成のための研修活動

2. 補助事業者：民間事業者からなるグループ等

(団体・協議会等)

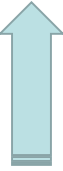
※ ただし、グループを構成する事業者が手がけた建物の維持・更新について、グループ内で適切に継承できる体制が確保されているものに限る

3. 補助対象：研修会の運営に必要な経費

4. 補助率：右記研修区分①は定額、②は1/2

<支援対象とする研修内容>

区分	主な研修内容
① 全国的に共通する課題に対応した取組	・リフォーム等による地域の住宅の適切な維持・更新対応 ・被災住宅応急修理、応急仮設住宅供給対応 ・長期優良住宅対応 ・その他、特に政策的に対応が必要と認められる取組
② 生産性向上又は地域の気候風土対応等の取組	・住宅生産における機械化、資材の標準化対応 ・地場産材・産品活用、地域に承継される工法対応 ・労働安全衛生管理、多能工育成



地域における良質な住宅ストックの適切な維持・更新、地域経済の活性化・地方創生の推進

施 策 名	地域の文化財の保存及び活用に関する 総合的な計画等策定支援	予算額(百万円)	2 5 6
申 請 先	文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ	申請期間	備考欄参照
概 要	文化財を中核とする観光拠点形成のベースとなる、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な計画である「文化財保存活用地域計画」や「文化財保存活用大綱」等の策定・改訂事業を支援		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	(1) 文化財保存活用大綱作成 地方公共団体が文化財保存活用大綱を作成するために実施する調査、普及啓発等 (2) 文化財保存活用地域計画作成 地方公共団体が文化財保存活用地域計画を作成するために実施する調査、普及啓発等 (3) 歴史文化基本構想策定 地方公共団体が歴史文化基本構想を策定するために実施する調査、普及啓発等 (4) 歴史文化基本構想改訂 地方公共団体が策定した歴史文化基本構想を改訂するために実施する調査、普及啓発等		
支援内容	○補助対象事業 上記(1)～(4)を実施するための事業経費(事前把握、調査、作成作業、普及啓発、情報発信)及び事務経費 ○補助金の額 予算の範囲内で定額 ○申請方法 申請書類は都道府県教育委員会を經由して提出		
備考	事業(2)(3)(4)に係る31年度事業は10月23日募集案内、12月3日締切。 事業(3)(4)は30年度に採択した事業のみ対象。 事業(1)に係る31年度事業の募集時期は未定。		
連絡先	文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ TEL : 075-330-6735 FAX : 075-561-3511		

目的

- 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進。

事業概要

◆地域の文化財活性化

地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化財の保護団体等が行う活用のための情報発信・人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化財継承のための取組を支援。

実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進。

◆地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援

38 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、都道府県が作成する「文化財保存活用大綱」や市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」等の作成等事業を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。

◆世界文化遺産活性化

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる情報発信・普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進。

◆ユネスコ無形文化遺産活性化

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域に対して、情報発信・普及・保護活動の取組等について支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進。

取組内容

地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化財の確実な継承基盤を整え、総合的な情報発信や普及啓発等の取組を併せて実施することで地域を活性化

(復活した飯館村の「飯桶の田植踊」)



「文化財保存活用地域計画」等の策定等に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施



(文化財の総合的把握調査)

世界文化遺産に関するパンフレット等の作成、シンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(富岡製糸場と絹産業遺産群)

ユネスコ無形文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報発信・普及・保護活動等の取組を支援



(保護活動の様子)

施 策 名	不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	予算額(百万円)	20
申 請 先	受託事業者（未定）	申請期間	未定（平成31年度）
概 要	不動産の最適活用を通じた地方創生・東京一極集中の是正を推進するためには、小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した先進的事業を地域においても促進していくことが有効である。しかしながら、特に地方における不動産証券化に関するノウハウは依然として不足していることが課題となっている。このため、新規参入予定者の人材育成に係るセミナー等の開催や、同制度を始めとする不動産証券化手法の活用モデルとなる事業を選定・支援し、事例・ノウハウを横展開することを通じて、不動産証券化事業に係る地域の担い手を育成する。		
対 象 者	小規模不動産特定共同事業への参入を予定している事業者、クラウドファンディング、ESG、PRE等を活用した先進事例となりうる事業者及び関係者等		
対象事業	(1) 小規模不動産特定共同事業に関する新規参入予定者の人材育成に係るセミナー等の開催 ○支援対象事業者：小規模不動産特定共同事業への新規参入を検討している事業者及び関係者 (2) クラウドファンディングを活用するなど地域振興に資する先進事例の形成促進 ○支援対象事業：クラウドファンディング、ESG、PRE等を活用した先進事例となりうる事業者及び関係者		
支援内容	(1) 小規模不動産特定共同事業に関する新規参入予定者の人材育成に係るセミナー等の開催 ○補助額：－（セミナー等の開催による小規模不動産特定共同事業への理解の促進 等） (2) クラウドファンディングを活用するなど地域振興に資する先進事例の形成促進 ○補助額：－（不動産証券手法等に係る専門家によるアドバイザリー等の実施 等）		
備考			
連絡先	国土交通省 TEL：03－5253－8289 土地・建設産業局 FAX：03－5253－1579 不動産市場整備課 URL：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000011.html		

施 策 名	ふるさと移住交流支援プロジェクト	予算額(百万円)	—
申 請 先	—	申請期間	—
概 要	▶ 過疎地域等をはじめとする地方圏では、著しい高齢化や人口流出に伴い、地域づくりの担い手不足の課題に直面しており、ふるさと納税の仕組みを活用して移住交流を推進。 ▶ ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。 ▶ 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、移住交流促進事業を実施。 ▶ 寄附者は移住などに一定の関心を持っている者であると考えられるため、地方団体は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を行うとともに、さらに寄附者をはじめとした移住希望者に対して移住・定住対策事業を展開。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを通じて行う移住・交流促進事業		
支援内容	▶ 移住・定住対策の取組に対する特別交付税措置（平成27年度～） 対象経費：対象団体において当該地域への移住・定住を推進するために実施される移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施や受入地域における移住者の受入環境の整備、移住希望者に対する情報提供・相談対応等や移住者の定住・定着に向けた支援に係る事業に要する費用 ▶ 関係人口創出・拡大事業（平成30年度～） ふるさと納税をきっかけとしたふるさと未来投資家との継続的なつながりを持つ取組については、いわゆる「関係人口」が持つ、「ふるさと」の地域づくりに貢献したいという想いを継続的に受け止める仕組みの構築に向けたモデル団体への財政支援		
備考	ふるさと納税ポータルサイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html		
連絡先	総務省 自治税務局 市町村税課 TEL：03-5253-5669 地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL：03-5253-5391		

ふるさと移住交流促進プロジェクト

目的

- 過疎地域等をはじめとする地方圏では、著しい高齢化や人口流出に伴い、地域づくりの担い手不足の課題に直面しており、ふるさと納税の仕組みを活用して移住交流を推進。
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

概要

- 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、移住交流促進事業を実施。
- 寄附者は移住などに一定の関心を持っている者であると考えられるため、地方団体は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を行うとともに、さらに寄附者をはじめとした移住希望者に対して移住・定住対策事業を展開。
- 総務省は、地方団体の移住・定住対策の取組に対する特別交付税措置等により支援。

42

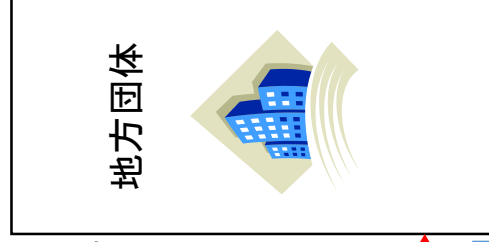
イメージ図



応援したい事業を選択してふるさと納税

継続的なつながりを持つ取組

- (例)・事業報告、広報誌送付
・ふるさと未来投資家のリストの作成
(証書発行、公共施設利用等)
・ホームカミングデー(ふるさと未来投資家が一堂に会し、まちづくりの意見交換)への招待

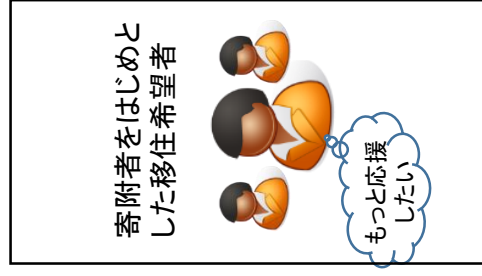


ふるさと納税を活用した移住交流促進事業

- (例)・空き家や古民家の再生による移住者向け住宅等の整備
・新規就業者・新規就農者のための環境整備

移住・定住対策の取組

- (例)・情報発信・移住体験・就職支援
・住居支援・移住者等への支援



もっと応援
したい

特別交付税措置(総務省)

モデル団体を対象に財政支援(総務省)

施 策 名	ふるさと起業家支援プロジェクト	予算額(百万円)	—
申 請 先	—	申請期間	平成30年度 事業実施分～
概 要	▶ 地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。 ▶ ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。 ▶ 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。 ▶ 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した地域における起業支援		
支援内容	▶ 起業家への上乗せ補助に対する特別交付税措置 対象経費：ふるさと未来投資家が起業家（事業）を特定してふるさと納税を行う場合に地方団体がふるさと納税を財源に当該起業家へ補助する金額（以下、「ふるさと納税を財源に補助する金額」という。）に上乗せして、地方団体が起業家に対して事業立ち上げの初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費）を補助する場合における当該補助に要する経費。 ただし、1事業当たりの対象経費の上限は、ふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲とする。 ▶ 起業家から提案される事業の審査等に要する経費に対する特別交付税措置 対象経費：クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、事業立ち上げの初期投資費用について地方団体から補助を受けようとする起業家に係る以下の経費を対象経費とする。 ・ 起業家が提案する事業について審査を行う外部有識者への報酬等 ・ 起業家の募集 ただし、地方団体から起業家への補助は、対象経費に含まないこととする。		
備考	ふるさと納税ポータルサイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html		
連絡先	総務省 自治税務局 市町村税課 TEL：03-5253-5669 地域力創造グループ 地域政策課 TEL：03-5253-5523		

ふるさと起業家支援プロジェクト

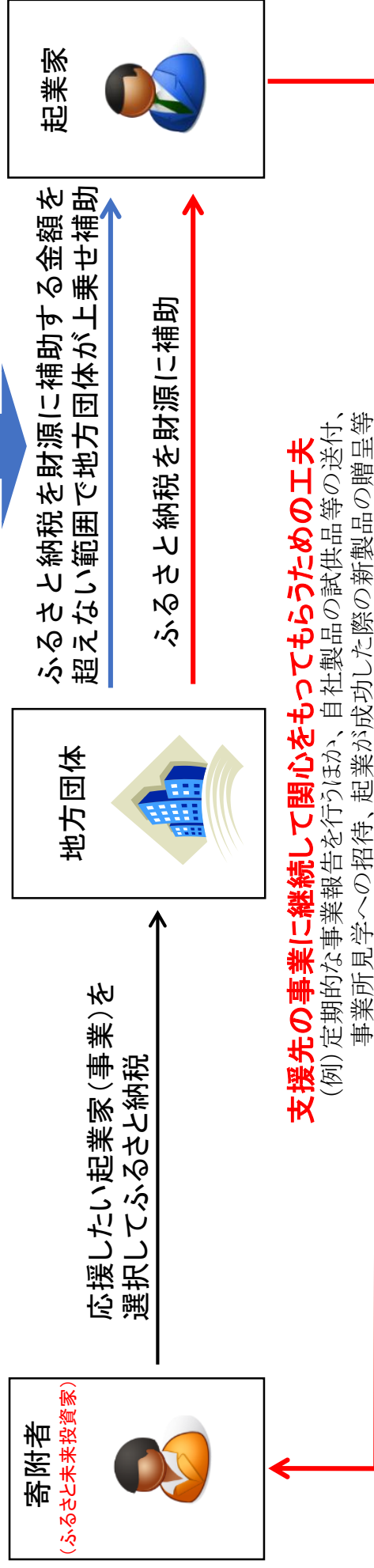
目的

- 地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

概要

- 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。
※上記の実施内容については、起業家の創意工夫に委ね、事業内容の魅力とともに競い合っていただく。
- 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して特別交付税措置により支援。

イメージ図



施 策 名	地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業	予算額(百万円)	－
申 請 先	－	申請期間	随時
概 要	地域おこし協力隊員や隊員OB・OG（以下「地域おこし協力隊員等」という。）が地域で起業するためのビジネスプランを、「ふるさと納税」を活用した寄附を通じて応援する。 <参考> 地域おこし協力隊 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。		
対 象 者	地方公共団体		
対象事業	○地域おこし協力隊の任期終了後の定住・定着を図るため、地域おこし協力隊員等の起業に向けた取組を「ふるさと納税」を活用した寄附を通じて支援する事業 （事業の実施にあたっては、地域おこし協力隊員等が委嘱を受けている地方公共団体に各自のビジネスプランを提案。提案を受けた地方公共団体は、地域活性化や地域課題の解決、継続的な地域雇用の創出等の観点から、住民の理解が得られるものであるかについて十分に精査の上、支援するビジネスプランを選定。その後、クラウドファンディング事業者を決定した上で、資金調達を開始することとなる。）		
支援内容	○地方公共団体が取り組む「地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業」に要する経費は、「地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費」（最終年次または任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限）として特別交付税措置により財政支援		
備考			
連絡先	総務省地域力創造グループ地域自立応援課 TEL：03-5253-5394 FAX：03-5253-5537		

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R 等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○ **実施主体**：地方公共団体

○ **活動期間**：**概ね 1 年以上 3 年以下**

○ **地方財政措置**：

◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員 1 人あたり400万円上限

(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とされている (隊員 1 人当たり400万円の上限は変更しない。)

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者 1 人あたり100万円上限

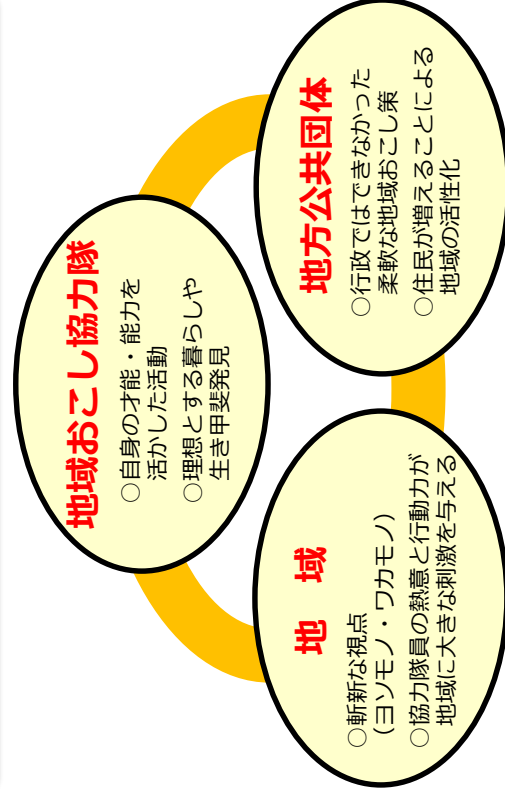
③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1 団体あたり200万円上限

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置 (平成28年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約 4 割は女性

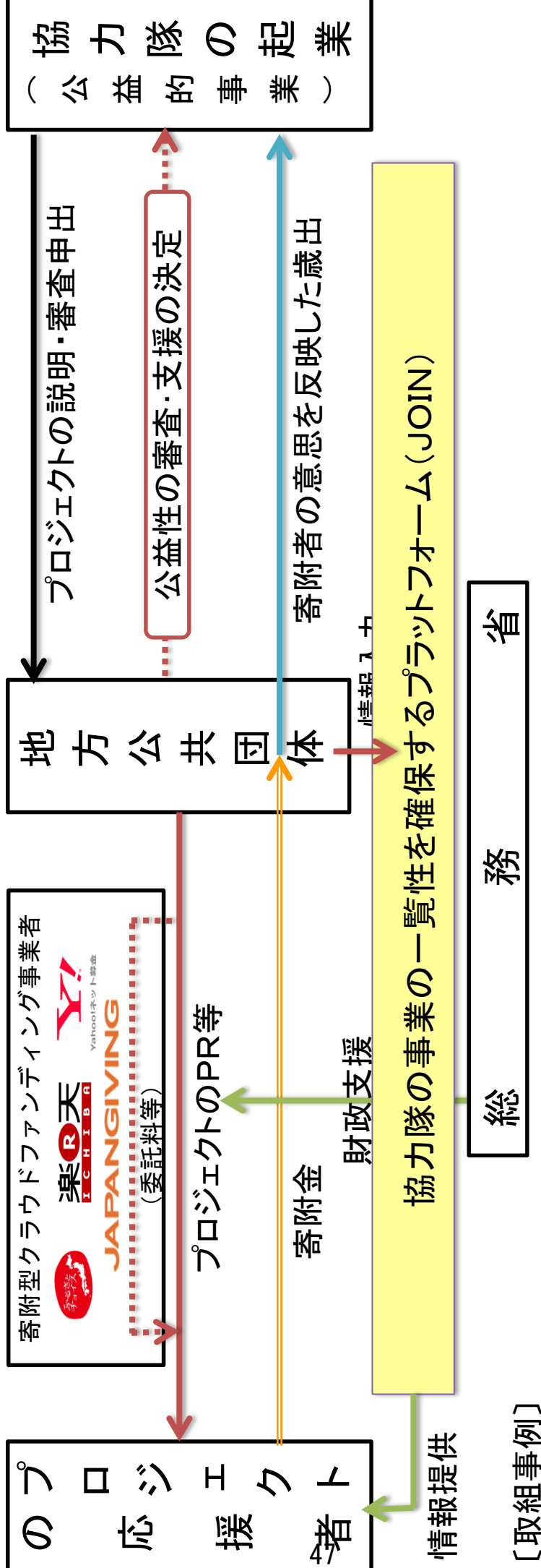
隊員の約 7 割が 20 歳代と 30 歳代

任期終了後、約 6 割が同じ地域に定住
※H29.3末調査時点

地域おこし協力隊「クラウドファンディング官民連携事業」

地方自治体が、クラウドファンディングを活用した資金調達のプラットフォームを利用し、地域おこし協力隊員等の起業に必要な資金の調達を支援する場合に、クラウドファンディング事業者への委託料を特別交付税で措置※。

※地域おこし協力隊員等の起業に要する経費（上限：1人あたり100万円）中で措置



[取組事例]

愛媛県西予市：古民家・古店舗「喫茶 春名」再生資金 調達プロジェクト

・目的：重要伝統的建造物群保存地区にある喫茶店を復活させ、
人と人をつなげることができる場所づくり

・目標金額：3,000,000円

(最終金額：3,607,001円 達成率約120.2%)

・プロジェクト期間：平成28年4月11日

～7月31日(112日)

・支援人数：253名



復元したお茶屋は地域の歴史を伝えるコワーキング
古民家カフェがつながく、人と人。

愛媛県今治市：「猪骨ラーメン専門店」を開業

・目的：猪骨ラーメン専門店を開業し獣害対策＆新名物誕生を！

・目標金額：4,000,000円

(最終金額：4,000,000円 達成率約100%)

・プロジェクト期間：平成29年8月1日

～10月31日(92日)

・支援人数：161名



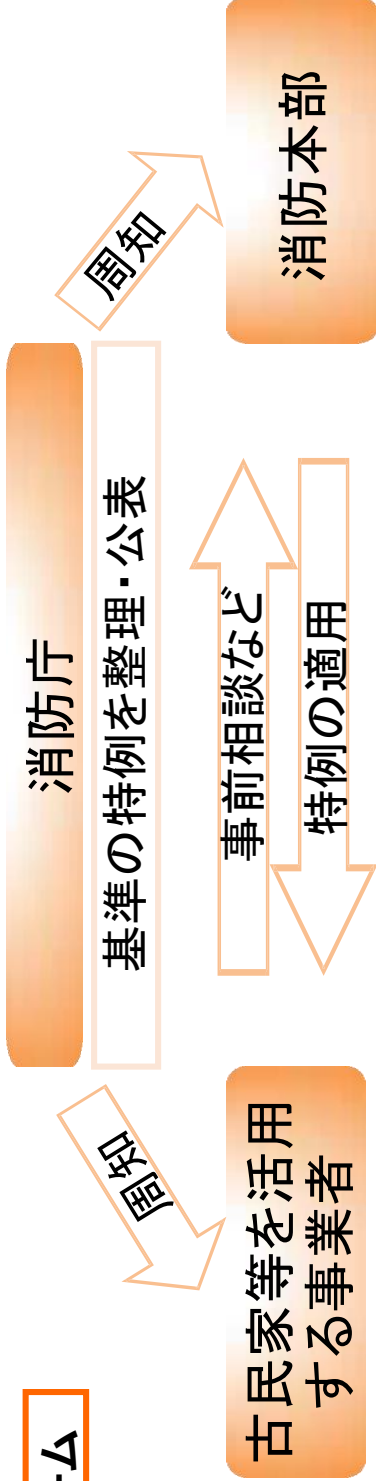
「しほなまの」
獣害対策＆新名物誕生を！
の専門店を作る！
愛媛県 今治市

Ⅲ.その他

施 策 名	消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等	予算額(百万円)	—																					
申 請 先	—	申請期間	—																					
概 要	古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進するための、消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等																							
対 象 者	古民家等を活用する事業者																							
対象事業	古民家等を活用する事業者が行う事業全般																							
支援内容	下記の取組を通じて、古民家等を活用する事業者を支援 (1) 古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、防火安全性を確保した上で特例の考え方等を整理・公表 - 一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について（通知）（平成29年3月23日付け消防予第71号） http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290323_yo71.pdf - 古民家等に係る消防法施行令第32条の適用事例の情報提供について（平成29年3月23日付け事務連絡） http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290323_jimurenraku.pdf (2) 一定の古民家等活用施設において、簡便な工事で設置可能な消防用設備等が設置可能である旨の内容をホームページ等で広報 - 古民家を利用した施設の消防用設備等に関するリーフレット http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h28/pdf/leaflet.pdf																							
備 考	<必要となる消防用設備等の例> <table border="1"> <thead> <tr> <th>古民家等の活用用途</th><th>必要となる消防用設備等</th><th>期待される効果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・カフェ ・レストラン ・物販店</td><td>・消火器(延べ面積150㎡以上)</td><td>初期消火手段の確保</td></tr> <tr> <td>・自動火災報知設備(延べ面積300㎡以上)</td><td>火災の早期覚知手段の確保</td></tr> <tr> <td>・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)</td><td>避難ルートの明示</td></tr> <tr> <td>・防炎カーテン等</td><td>延焼拡大の抑制</td></tr> <tr> <td rowspan="4">・宿泊施設</td><td>・消火器(延べ面積150㎡以上)</td><td>初期消火手段の確保</td></tr> <tr> <td>・自動火災報知設備(一般的に無線式のもので対応可能)</td><td>火災の早期覚知手段の確保</td></tr> <tr> <td>・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)</td><td>避難ルートの明示</td></tr> <tr> <td>・防炎カーテン等</td><td>延焼拡大の抑制</td></tr> </tbody> </table>			古民家等の活用用途	必要となる消防用設備等	期待される効果	・カフェ ・レストラン ・物販店	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保	・自動火災報知設備(延べ面積300㎡以上)	火災の早期覚知手段の確保	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示	・防炎カーテン等	延焼拡大の抑制	・宿泊施設	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保	・自動火災報知設備(一般的に無線式のもので対応可能)	火災の早期覚知手段の確保	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示	・防炎カーテン等	延焼拡大の抑制
古民家等の活用用途	必要となる消防用設備等	期待される効果																						
・カフェ ・レストラン ・物販店	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保																						
	・自動火災報知設備(延べ面積300㎡以上)	火災の早期覚知手段の確保																						
	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示																						
	・防炎カーテン等	延焼拡大の抑制																						
・宿泊施設	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保																						
	・自動火災報知設備(一般的に無線式のもので対応可能)	火災の早期覚知手段の確保																						
	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示																						
	・防炎カーテン等	延焼拡大の抑制																						
連絡先	消防庁予防課 TEL:03-5253-7523 FAX:03-5253-7533																							

古民家等に対し消防用設備等の基準の特例を適用した事例

スキーム



岳北消防本部（長野県）の誘導灯設置免除事例

（平成26年5月）

建物概要	
建物構造	地上2階建
延べ面積	220㎡（1階160㎡ 2階61㎡）
用途	1階 客室、厨房、浴室、納戸 2階 所有者の居住スペース ※消防法施行令別表第一5項イ（宿泊施設）に該当
収容人員	7人

<建物の外観>



岳北消防本部は消防庁が示した特例の適用要件に適合すると判断し誘導灯の設置を免除。

【特例の適用要件】

- 客室は1室であり、直接屋外へ避難することが可能である。
また、夜間においても容易に避難することが可能である。
- 施設の周囲には避難に支障となる物がないことから、安全な場所まで容易に避難することができる。
- 施設の利用者には、到着時に避難経路、場所等について説明する。
また、有事の際には施設の管理者が宿泊者等を安全な場所まで誘導する。

注）2階は所有者の居住スペースであることを踏まえて誘導灯の設置を免除。